

岩手県のツキノワグマ被害防止対策

令和5年12月26日

岩手県環境生活部自然保護課

(本日の説明内容)

1 岩手県のツキノワグマの概要

- ・ 推定個体数
- ・ 出没・人身被害件数、捕獲数の推移

2 令和5年度の主な取組

- ・ 出没、人身被害・農業被害等に係る注意喚起
- ・ 人身被害対策
- ・ 農作物被害対策
- ・ 生態等に係る理解醸成・普及啓発、人材育成等

3 今後実施を検討している取組

4 今後の課題

1 岩手県のツキノワグマの概要（推定個体数）

◆岩手県のツキノワグマ対策

「岩手県第5次ツキノワグマ管理計画（令和4年3月）」に基づき、

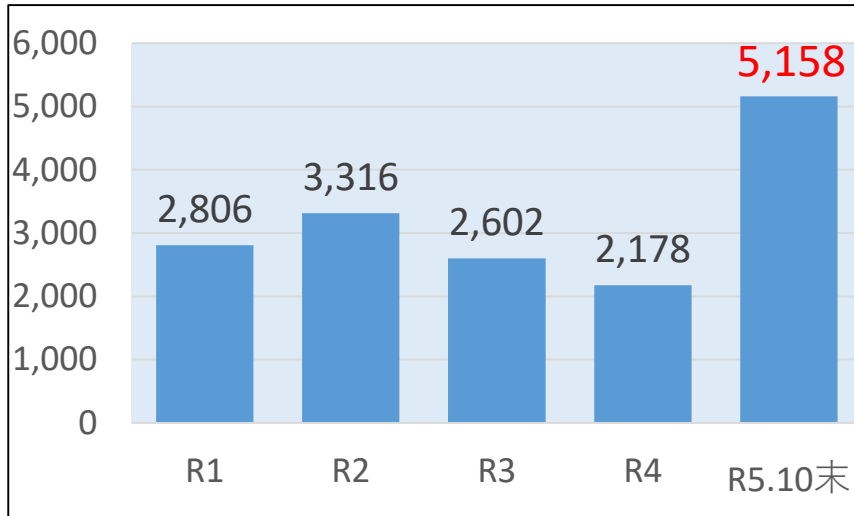
- 個体数の増加を抑え、科学的かつ計画的な管理の実施により、
生物多様性保全の理念の下で地域個体群の長期にわたる安定的な維持並びに人的被害及び農林業被害の軽減を図り、もって人とツキノワグマの共存関係を構築。
- いわて県民計画（2019～2028）及び岩手県環境基本計画並びに第13次鳥獣保護管理事業計画により、多様で優れた環境を守り次世代に引き継ぐ。

◆ツキノワグマの推定個体数

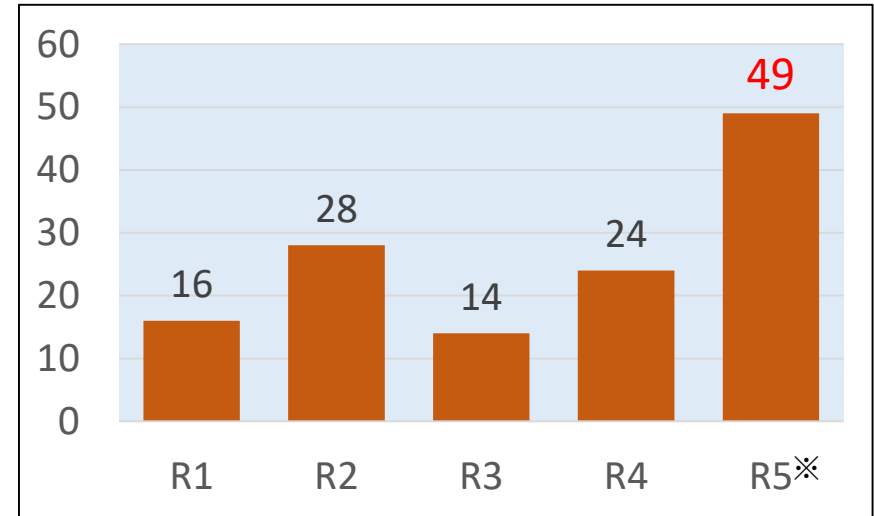
- 平成30年度から3か年にわたって実施した大規模ヘア・トラップ調査の結果、令和2年度末時点で、県内に生息する推定個体数をおよそ3,700頭と推計。
- 第4次管理計画開始時の推定生息数はおよそ3,400頭であり、約300頭増加。これは近年の出没数及び捕獲数の増加と傾向が合致。

1 岩手県のツキノワグマの概要（出沒・人身被害件数、捕獲数の推移）

県内のツキノワグマ出沒件数（単位：件）

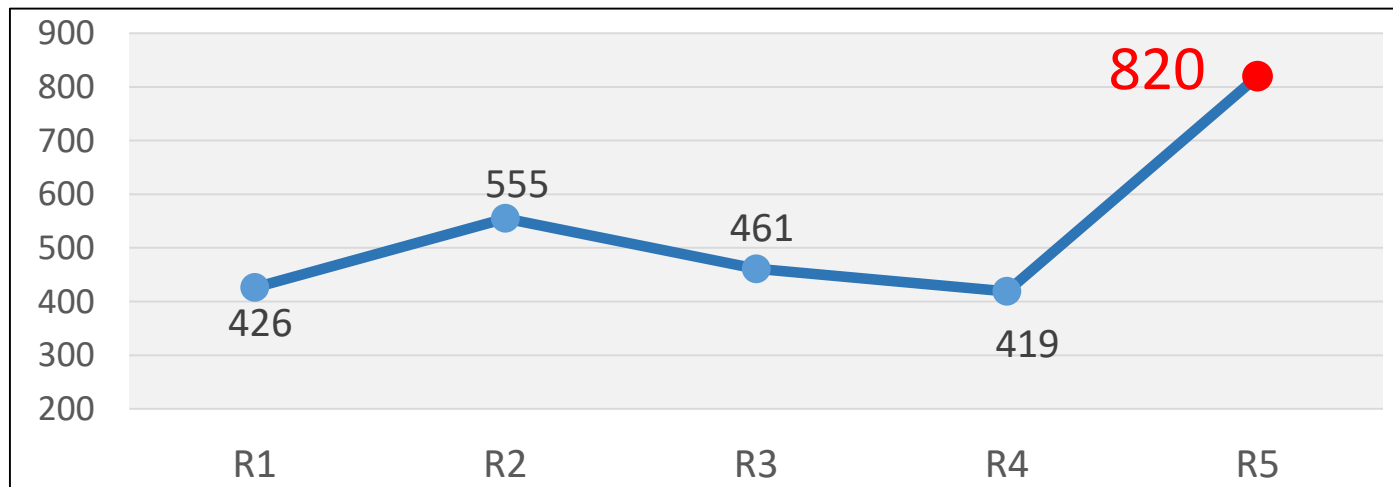


県内のツキノワグマによる人身被害件数（単位：人）



※R5.12.5時点

県内のツキノワグマ捕獲数（単位：件）



※R5は11/20時点の集計速報値

2 令和5年度の主な取組

1 出沒、人身被害・農業被害等に係る注意喚起

- ・ 「ツキノワグマの出沒に関する注意報」発表（R5.4.18）
- ・ 「ツキノワグマの出沒に関する警報」発表（R5.5.26）
- ・ 「秋のクマ被害防止キャンペーン」実施（R5.10.6-11.30）

2 人身被害対策

- ・ 適正な頭数管理と被害防止に向けた捕獲の促進
- ・ 市街地出沒時対応実動訓練（R5.6.5）

3 農作物被害対策

- ・ 鳥獣被害防止総合交付金を活用し、有害捕獲活動、侵入防止柵の設置、追払い活動を支援

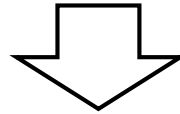
4 生態等に係る理解醸成・普及啓発、人材育成等

- ・ 岩手大学ツキノワグマ研究会と共催で啓発イベント
- ・ 地域住民向け勉強会の開催（環境省モデル事業）（R5.10.20）
- ・ 岩手県ツキノワグマ緊急対策会議開催（R5.11.27）
- ・ 市町村担当者向け人材育成研修（環境省モデル事業）（R5.12.22）

ツキノワグマの出没に関する注意報・警報の発表

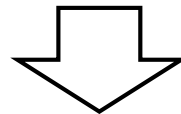
前年のブナの結実状況を踏まえ、

令和5年4月18日付けで「ツキノワグマの出没に関する**注意報**」発表

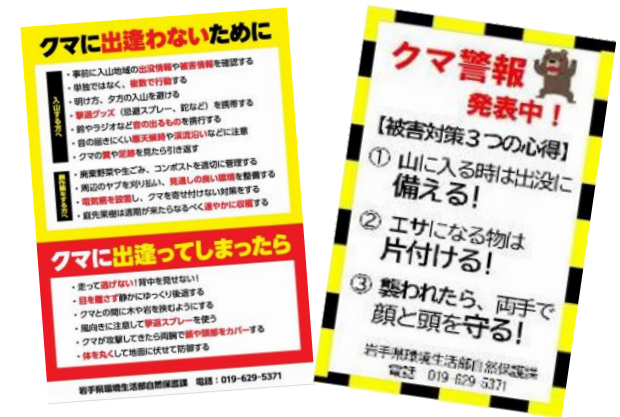


その後、ツキノワグマの人身被害が多発したことを踏まえ、出沒に対する注意喚起を強化し被害の未然防止を図るため、

令和5年5月26日付けで「ツキノワグマの出没に関する**警報**」を発表
警報の発表は7年ぶりとなる。（平成28年度以来2度目）



さらに、秋の入山シーズンに向け、
「**秋のクマ被害防止キャンペーン**」を実施
(令和5年10月6日～11月30日)



【課題】

注意報・警報は法令に基づくものではなく、実効性に限界

特例許可に伴う捕獲枠の活用等

- 特例許可とは、市町村ごとに配分頭数を設定し、その範囲内であらかじめ市町村からの申請を受けて行う捕獲許可のこと。
- 人身被害の増加を受けて、捕獲枠の追加配分を行い、併せて、以下の4点を市町村に周知。

1. 特例許可に伴う捕獲枠の活用

ツキノワグマの捕獲許可については、市町村にあらかじめ特例許可として捕獲枠を配分しており、必要に応じて躊躇なく活用すること

2. 緊急時の捕獲許可の活用

人身被害が発生するおそれのある緊急時には、特例許可に伴う捕獲枠にかかわらず、市町村が例外的に許可を行うことを可能としていること

3. 捕獲従事者の確保

今後の捕獲従事者の確保に向けて、地域おこし協力隊の制度を活用している市町村が存在すること

4. 人身被害防止のための注意喚起

ツキノワグマ出没警報等を受けて、チラシの個別配布や防災無線、ケーブルテレビによる啓発、地域パトロール等を実施している市町村が存在すること

市街地出没時対応実動訓練の実施

【日時】 令和5年6月5日（月）
県内初開催

【場所】 盛岡市太田橋野球場（河川敷）

【参集者】 岩手県、盛岡市、県警察本部、
岩手県猟友会、有識者他

【訓練内容】

盛岡市内太田橋付近の雫石川河川敷
にツキノワグマが出没したとの想定で
関係者が実際に現地に集合し対応。



【成果】

市、警察、猟友会等が明確な役割分担
の下、実地でのシミュレーションを行
うことができた

人の生活圏への出没防止対策について ～岩手県内の優良取組事例～

- 盛岡市の猪去自治会では、関係団体（大学・猟友会・市）の協力を得て、被害防止活動を開始。廃果の適切な処理、緩衝帯の整備や除草活動を実施することにより、出没頭数の軽減に繋がった。
- また、協働で鳥獣の生態を理解するための研修会開催、出没の都度ごとの被害状況調査、被害マップのとりまとめ、非農家を含む地区住民に回覧板を利用したの情報提供等を実施し、地域全体の被害防止に対する意識高揚を努めた結果、協働活動が定着。

取組内容

- 山沿いの果樹園地
一帯に電気柵を設置



- 水路に電気すだれ
を設置



- 緩衝帯の整備



- 電気柵周辺の除草



- 被害防止対策に係る研修会



成果

- 対策開始直後からツキノワグマの出没数は激減
- 平成28年度は県内でツキノワグマが多発※
しかし、猪去地区では農作物被害は2件、捕獲頭数は1頭のみ。

※県内初の「ツキノワグマ出没に関する警報」が発令

ツキノワグマの捕獲頭数

	盛岡市全体	猪去地区
平成18年(活動開始前)	26	13
平成19年(活動開始後)	14	3
平成20年	8	2
平成21年	12	2
平成22年	18	1
平成23年	10	0
平成24年	17	2
平成25年	11	1
平成26年	13	0
平成27年	8	0
平成28年	23	1
平成29年	15	0
平成30年	20	2

【課題】

ゾーニング管理の考え方に基づく取組が行われているが、県内の他の地域にも展開していく必要がある。

大学生と連携したイベントの実施

- 【日時】令和5年**10月14日**（土）
- 【場所】イオンモール盛岡（盛岡市）
- 【内容】岩手大学ツキノワグマ研究会との
合同啓発イベント
- ・ポスター展示（生態、遭遇時の対処法など）
 - ・写真展
 - ・体験展示（毛皮や骨などに触れる）
 - ・解説タイム（ツキノワグマ研究会による展示物の解説）



日本有数のクマ生息地「岩手」
いまわたしたちに起きてい
被害に遭わないため
一緒に見つめてみませんか

岩手で暮らすヒトとクマ

クマ展

写真やポスターを展示します

クマの生態を解説します

毛皮、さわれます!

展示内容

ポスター展示
岩手県におけるツキノワグマの生息状況や、人身事故の特徴などを紹介します。

写真展
岩手県在住の写真家が県内で撮影した、クマのありのままの姿が見られます。

体験展示
毛皮の手触りやクマの頭骨のつくりを間近に見て感じられます。

解説タイム
展示物を岩手大学ツキノワグマ研究会が解説します。

11:00 / 14:00 / 17:00
質問お待ちしております!

開催情報

10/14 土曜日
10:00~21:00
イオンモール盛岡(前湯)
2F 東ブリッジ

入場無料・予約不要・定員なし

主催▷ 岩手大学ツキノワグマ研究会
共催▷ 岩手県
お問い合わせ▷ gandaikuma.evt@gmail.com

本イベントはJBN・ギブソン助成を受けて実施しています

緊急対策会議の開催

11月に入っても一定の被害が発生している状況等を踏まえ、**(1)** 人の生活圏への出没防止対策、**(2)** 生息状況調査や捕獲手法、**(3)** 捕獲後の適正処理等について、短期・中長期でそれぞれ取り組むべき事項を改めて整理し、今後の人身被害の発生抑制につなげることを目的として開催した。

- 1 日時
令和5年11月27日（月）
- 2 出席者
(県) 知事、環境生活部長、農林水産部長、
県警本部長、環境生活部副部長ほか
(市町村) 八幡平市長（岩手県市長会）
葛巻町長（岩手県町村会）
(関係機関) J A 岩手県中央会
(有識者) 岩手大学農学部准教授
盛岡市動物公園園長
(オブザーバー) 東北地方環境事務所長



※ 環境省「クマ対策専門家緊急派遣事業」を活用し、当該会議内で専門家の講演を実施

詳細は以下のホームページを参照（緊急対策会議）

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyau/shizen/yasei/1049881/1070529.html>

【会議での主な意見】

クマの捕獲現場では、依然としてベテランのハンターに頼らざるを得ない。
地区猟友会には50人ほどのメンバーがいるが出勤できる人が限られる。
⇒ 講習会の実施等によりスキルの高い捕獲従事者の育成を図る必要がある。

3 今後実施を検討している取組

1 被害防止対策

- ・クマの市街地出没への部分的応急措置対策として、センサーカメラ及び移動式電気柵を市町村に貸与
- ・銃器による追払い効果による被害の抑制等の効果が期待できる「春季捕獲」への支援

2 モニタリング及びその結果を踏まえた対策

- ・生息数把握に向けたヘアトラップ法による個体数推計の実施
- ・人の生活圏への出没状況調査及びその結果を踏まえた対策の実施

3 市街地出没時対応訓練の展開

- ・他市町村への展開や、銃使用に制限がある条件下での実施を検討

4 捕獲技術向上研修

- ・有害個体の確実な捕獲を目指し、研修会を実施

4 今後の課題 ～指定管理鳥獣への追加に向けて～

- 環境省には、令和5年度補正予算において、クマ緊急対策事業等を講じていただき感謝
- その上で、ヒトとクマの適正な共存関係の構築に向けては、以下のような課題が存在

1. 効果的な捕獲の促進

- ヒトとクマの適正な共存関係を構築するため、ゾーニング管理の考え方に基づく誘因物の除去や緩衝地帯の整備などを進めているが、鳥獣保護管理法上、クマが緩衝地帯に侵入してきても捕獲許可がない限り捕獲が禁止されており、効率的・効果的な捕獲の促進が課題となっている。

2. 捕獲従事者の育成

- 今年度は人的被害が拡大する中、猟友会の尽力で過去最多の捕獲頭数を実現することができおり、県内には令和のマタギと呼ばれる若い担い手も一部で存在するが、全体として捕獲従事者の高齢化が進んでいるため、今後に向けた人材の確保・育成が課題となっている。



鳥獣保護管理法上、指定管理鳥獣は「集中的かつ広域的に管理を図る必要があるもの」とされており、全国レベルで対応が必要なシカやイノシシとは異なるとしても、クマ類も地域ブロックレベルで集中的かつ広域的な管理が必要であり、新たな類型の指定管理鳥獣に追加するなどした上で、上記1. 及び2. のような課題に対応する支援メニューの創設が求められる。

人身被害防止のためのポスター

名刺サイズのカード



クマに出逢わないために

入山する方へ

- ・事前に入山地域の**出没情報**や**被害情報**を確認する
- ・単独ではなく、**複数で行動**する
- ・明け方、夕方入山を避ける
- ・**撃退グッズ** (忌避スプレー、鉈など) を携帯する
- ・鈴やラジオなど**音の出るもの**を携帯する
- ・音の届きにくい**悪天候時**や**溪流沿い**などに注意
- ・クマの**糞**や**足跡**を見たら引き返す

農作業をする方へ

- ・廃棄野菜や生ごみ、コンポストを適切に管理する
- ・周辺のヤブを刈り払い、**見通しの良い環境**を整備する
- ・**電気柵**を設置し、クマを寄せ付けない対策をする
- ・庭先果樹は適期が来たらなるべく**速やかに収穫**する

クマに出逢ってしまったら

- ・走って**逃げない!** 背中を見せない!
- ・**目を離さず** 静かにゆっくり後退する
- ・クマとの間に木や岩を挟むようにする
- ・風向きに注意して**撃退スプレー**を使う
- ・クマが攻撃してきたら両腕で**顔や頭部をカバー**する
- ・**体を丸く**して地面に伏せて防御する

クマ警報 発表中!

【被害対策3つの心得】

- ① 山に入る時は**出没に備える!**
- ② エサになる物は**片付ける!**
- ③ 襲われたら、両手で**顔と頭を守る!**

岩手県環境生活部自然保護課
電話 019-629-5371

山でクマに遭わないために

- ・音の出る物を持つ!
- ・複数人で行動!
- ・山はクマの家と考えましょう

里にクマを呼ばないために

- ・飼料や生ごみを外に置かない!
- ・果樹は残さず収穫!
- ・民家近くにもクマは出ます

クマに遭ってしまったら

- ・走って逃げない!
- ・背を向けず静かに下がる!
- ・クマは目を狙ってきます

詳しいクマ対策はこちらから→



日時：令和5年**11月2日**（木）

場所：盛岡市動物公園**Zoomo**（盛岡市）

対象者：岩手県立盛岡農業高等学校
環境科学科、動物科学科 計**30名**

内容：①講義「ツキノワグマの生態等について」
岩手大学農学部森林学科 山内准教授

②シリアスゲーム（※）を活用したワーク
ショップ

盛岡市動物公園がクラウドファンディング
等でゲーム開発・制作の資金を募り、現在
開発中である「ツキノワグマによる被害防
止に関するシリアスゲーム」を使用し、
ワークショップを実施

※ ツキノワグマと人との関わりに関する社会課題
解決を目的とした作成されたゲーム



クマ類の管理及び被害防止対策への支援に係る緊急要望 (R5.11.13北海道東北地方知事会)

近年、人口減少や高齢化の急速な進行等により、生息地に隣接する中山間地域の自然・社会環境が変化していることに伴い、北海道・東北地方のみならず全国的にクマ類の生息域が拡大しています。

また、住宅街や学校等におけるクマ類の出没が相次ぎ、市街地やその周辺において人身事故が発生するなど、クマ類の生息域拡大に伴う人命への危険が差し迫った状況にあります。

地域住民等の安全を確保するためには、人とクマ類との軋轢を軽減していくことが重要であり、クマ類の個体数管理に必要な生息調査や被害防止対策、更に追い上げや集落周辺での捕獲など、生息域を奥山側へ戻す出没抑制対策が必要であります。財源の確保や専門性の高い抑制手法の確立が喫緊の課題となっております。



こうしたことから、クマ類を地域の实情に応じて指定管理鳥獣に指定し、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の対象とすることなどにより、クマ類の科学的・計画的な管理を推進するために必要な生息実態調査とともに、クマ類の捕獲従事者の確保が難しくなっていることを踏まえた人材の育成・確保や、人里周辺への出没抑制のための捕獲強化に資する事業の実施、さらに、人身事故の防止に向けた市街地への出没抑制のために必要なクマ類の捕獲に対する報酬や出動経費のほか、放置された果樹の伐採などの誘引物対策への支援など、クマ類の出没対策に係る新たな財政的・技術的な支援制度の創設を図ることを要望します。

市町村ではクマ類等による農作物や家畜への被害を防止するため、「鳥獣被害防止総合対策交付金」を活用して電気柵の設置や有害鳥獣捕獲、緩衝帯の整備等の対策を講じていますが、クマ類等の出没や被害が急増し、被害防止推進活動への定額補助の限度額を超えるなど市町村の負担が増加していることから、交付金予算を十分に確保するとともに、クマ類の捕獲の困難さを勘案し、1頭当たりの捕獲活動経費の引上げや出動経費を交付対象とするなど、地方の負担が軽減されるよう制度の見直しを要望します。

また、住民の生命・財産を確実に守るため、人家周辺等での銃器の使用について、関係法令の運用基準の明確化等を図るとともに、建物内に侵入等したクマ類を現場の状況に応じ適切な方法で有害鳥獣捕獲を実施できるよう、有害鳥獣捕獲における「麻酔銃猟」について法令等の見直しを要望します。

さらに、クマ類の捕獲従事者は、地域の安全・安心な暮らしを守る上で欠くことのできない存在であり、法に基づき適正に行われた捕獲に関して非難を受けることは、担い手の確保と地域の安全確保に重大な支障を及ぼしかねないことから、国においても、法に基づく有害捕獲の制度や捕獲の必要性など、国民へ正しい知識をしっかりと伝えていただくことを要望します。